

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者さんの個人情報が記載された「診療報告書」を紹介元医療機関に送付する際、宛先を誤って送付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げるとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 記載されていた個人情報

患者の ID、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、傷病名

2 事案の経過

6月10日(水)10時頃

A病院あての書類を産科の医師事務作業補助者と医師で作成する際、電子カルテに以前登録されていたB病院を誤って選択し作成した。翌日、担当部署が誤った宛先のまま書類を郵送した。

6月15日(月)16時頃

B病院より入電があり、「B病院からセンターへ紹介していない」との連絡を受け、誤送付が発覚。センターから謝罪するとともに、誤送付した書類の返却を依頼した。

6月15日(月)17時30分頃

当該診療科の医師から患者に架電し、経緯を説明するとともに謝罪した。

3 誤交付の原因

書類作成の際、医師および医師事務作業補助者が、相手先医療機関の確認を怠ったため。

4 再発防止策

- ・書類作成の後、相手先医療機関を問診表等で再確認することを徹底する。
- ・個人情報の適切な取り扱いに関し、院内で改めて周知を図った。